

調査の概要

1 調査の目的

「賃金構造基本統計調査」は、基幹統計であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国（ただし、一部島しょを除く。）

(2) 産業

日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）に基づく 16 大産業

[鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業（他に分類されないもの）]

(3) 事業所

5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（5～9 人の事業所については企業規模が 5～9 人の事業所に限る。）及び 10 人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所。

なお、福岡県における調査対象事業所数は平成 28 年が 2,398、平成 29 年が 2,408

3 調査事項

事業所の属性、労働者の性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、労働者の種類、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、調査前年 1 年間の賞与、期末手当等特別給与額

4 調査の時期

毎年 6 月分の賃金等（賞与、期末手当等特別給与額については前年 1 年間）について、7 月に調査を行う。

主な用語の解説

[企業規模]

調査労働者の属する企業の全常用労働者数の規模をいう。

[常用労働者]

次の各号のいずれかに該当する労働者をいう。

- 1 期間を定めずに雇われている労働者
- 2 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- 3 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

[一般労働者・短時間労働者]

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

「一般労働者」とは、「短時間労働者」以外の者をいう。

「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

[きまって支給する現金給与額]

労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により6月分として支給された現金給与額で、所得税等を控除する前の額をいう。

[所定内給与額]

「きまって支給する現金給与額」のうち、超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交代手当として支給される給与）を差し引いた額をいう。

[1時間あたり賃金]

短時間労働者について、各労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

[初任給]

通常の勤務をした新規学卒採用者の「所定内給与額」から通勤手当を除いたものをいう。